

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百九十八号
草地改良事業受託規程（昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第五条を次のように改める。

（受託料の額）

第五条 受託料の額は、次のとおりとする。

目次

◇告示 草地改良事業受託規程の一部改正
肥料検査の結果
医療機関の指定
指定医療機関の廃止
道路の区域変更
道路の供用開始
馬の流行性脳炎及び豚コレラ予防注射の実施
◇公告 昭和三十五年度建築大工及び板金工の二級技能検定試験の実施

| 作業の種類 | 受託料 |
|---------------------|----------------|
| 拔根作業 一日処理面積 二〇アール未満 | 一ヘクタール当 四一、七〇〇 |
| 〃 〃 二〇アール以上五〇アール未満 | 三五、〇〇〇 |
| 〃 〃 五〇アール以上 | 二六、七〇〇 |
| 起土作業 | 一五、二〇〇 |

| 作業の種類 | 受託料 |
|---------------------|----------------|
| 拔根作業 一日処理面積 二〇アール未満 | 一ヘクタール当 四一、七〇〇 |
| 〃 〃 二〇アール以上五〇アール未満 | 三五、〇〇〇 |
| 〃 〃 五〇アール以上 | 二六、七〇〇 |
| 起土作業 | 一五、二〇〇 |

鳥取県告示第三百三三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | | 区分 | | 敷地の巾員メートル | 延長メートル | 備考 |
|-------|--------|---|---|---|----|---|-----------|--------|----|
| | | | 新 | 旧 | 新 | 旧 | | | |
| 県道 | 三代寺宮ノ下 | 鳥取県岩美郡国府町大字宮ノ下字中土居前二七一ノ一の先から大字中郷字南土居二九一ノ四の先まで | | | | | 四、〇一六、〇 | 二三七、〇 | 付替 |
| " | " | 鳥取県岩美郡国府町大字宮ノ下字土屋土居二五八ノ八の先から大字中郷字南土居二九一ノ四の先まで | | | | | 七、〇一、〇 | 二八一、〇 | 付替 |
| " | 鳥取国府 | 鳥取県岩美郡国府町大字宮ノ下字上土居二五二ノ三の先から三〇〇ノ三の先まで | | | | | 五、〇一六、〇 | 一一九、〇 | |
| " | " | " | 新 | 旧 | 新 | 旧 | 六、〇一三、〇 | 一一九、〇 | 披巾 |

鳥取県告示第三百四号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領によつて注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定にもとづき、馬及び豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 馬の流行性脳炎及び豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬の流行性脳炎予防注射……馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 馬の流行性脳炎予防注射……馬の流行性脳炎予防液皮下注射

液皮下注射

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

一 馬の流行性脳炎予防注射

実施期日 実施区域

六月三十日 西伯郡伯仙町大高地区

実施場所

尾高、岡成、石田、各家畜検診場

公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五條及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第二條の規定により、昭和三十五年度の建築大工及び板金工の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について、第一次試験及び第二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

| 検定職種 | 試験科目 | |
|------|---|----------------|
| | 第一次試験 | 第二次試験 |
| 建築大工 | 一実技 二学 科 1 建築構造 2 規矩術 3 施行法 4 材料強弱 5 材料強弱 6 材料強弱 7 関係法規 | 実技 大工作業 |
| 板金工 | 一実技 二学 科 1 板金工作法 2 材料 3 製材 4 安全作業法 | 選択実技 建築板金作業 |

二 試験の実施期日

| | | | |
|------------|-------------|----------|-----------|
| 七月一日 | 県 | 河岡、福万、日下 | 倉吉市社 |
| 五日 | 岸本町八郷 | 丸山、真野、久古 | 米子市春日 |
| 六日 | 大幡 | 大幡家畜市場 | 倉吉市円谷、駄経寺 |
| 七日 | 米子市春日 | 春日 | 東伯郡羽合町宇野 |
| 八日 | 西伯郡会見町賀野 | 賀野 | 米子市旧米子市内 |
| 九日 | 米子市五千石 | 五千石 | 境港市旧境港市内 |
| 二 豚コレラ予防注射 | 実施区域 | 実施場所 | |
| 六月二十五日 | 米子市観音寺、陰田地区 | 各豚舎巡廻注射 | |
| 二十七日 | 春日 | | 十九日 |
| | 東伯郡大栄町大誠 | | 境港市旧境港市内 |
| | 米 | | 旧米子市内 |
| | 由良 | | 五千石 |
| | 北条町下北条 | | 夜見 |
| | | | 五千石 |
| | | | 五日 |
| | | | 米子市夜見地区 |
| | | | 境港市旧境港市内 |
| | | | 七月四日 |
| | | | 米子市旧米子市内 |
| | | | 境港市旧境港市内 |
| | | | 米子市夜見地区 |
| | | | 五日 |
| | | | 米子市夜見地区 |
| | | | 境港市旧境港市内 |
| | | | 六月 |
| | | | 夜見 |
| | | | 五千石 |
| | | | 十九日 |
| | | | 境港市旧境港市内 |
| | | | 二十九日 |
| | | | 倉吉市円谷、駄経寺 |
| | | | 東伯郡羽合町宇野 |
| | | | 米子市旧米子市内 |
| | | | 米子市春日 |
| | | | 倉吉市社 |

三 試験の実施場所

| 検定職種 | 試験の区分 | 試験の実施期日 |
|------|-------|---|
| 建築大工 | 第一次試験 | 昭和三十五年八月二十一日(日)午前九時から午後五時まで |
| | 第二次試験 | 昭和三十五年十月二十三日(日)から昭和三十五年十一月三十日(水)までの間において指定する日 |
| 板金工 | 第一次試験 | 昭和三十五年八月二十一日(日)午前九時から午後五時まで |
| | 第二次試験 | 昭和三十五年十月二十三日(日)から昭和三十五年十一月三十日(水)までの間において指定する日 |

試験の区分及び試験の実施場所

| 検定職種 | 試験の区分 | 実施場所 |
|------|-------|-------------|
| 建築大工 | 第一次試験 | 鳥取市、倉吉市、米子市 |
| | 第二次試験 | 鳥取市、倉吉市、米子市 |
| 板金工 | 第一次試験 | 鳥取市、倉吉市、米子市 |
| | 第二次試験 | 鳥取市、倉吉市、米子市 |

四 受検資格

- 1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。
 - (一) 公共職業訓練修了者
検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを終了した者で、その後四年以上の実務経験を有するもの
 - (二) 認定職業訓練修了者
検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの
 - (三) 旧職業補導、旧技能者養成等の修了者
イ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の

四 実務経験者

検定職種に関して七年以上の実務の経験を有する者

四 実務経験者

イ 大学、短期大学又は旧専門学校(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校に

労働基準法による技能者養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第三百三十一号)による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

四 実務経験者

イ 高等学校、旧中学校等の卒業者
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検

- 定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
- ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に關しその後四年以上の実務の経験を有するもの
- 出 その他の者
 - イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げるものと同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 次の各号の一に該当する者は、第二次試験を受けることができる。
 - ハ 二級の技能検定の第一次試験に合格した者
 - ニ 二級の技能検定の第一次試験の全部を免除される者

- 五 試験の免除

第一次試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は次のとおりである。

| | |
|---|--|
| 免除を受けることができる者 前回の二級の技能検定の第一次試験に合格した者 | 免除の範囲 前回と同一の検定職種に係る二級の技能検定の第一次試験の全部 |
| 当該免許職種に相当する検定職種に關し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者 | 第一次試験のうち 学科試験の全部 |
| 建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）による一級若しくは二級建築士又は一級建築士若しくは二級建築士試験に合格した者で検定職種建築大工の技能検定を受けるもの | 第一次試験のうち 学科試験の全部 |
- 六 受験の申請等の手続
 - 1 受験申請書類
 - (1) 第一次試験
 - イ 二級技能検定第一次試験受験申請書

- ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資格があることを証する書面
- (2) 第二次試験
 - ニ 二級技能検定第二次試験受験申請書
- 2 試験の全部免除の申請

二級の技能検定の第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、二級技能検定第一次試験全部免除申請書に当該免除を受ける資格があることを証する書面を添付して提出しなければならない。
- 3 受験申請書等の提出先第一次試験及び第二次試験の受験申請書及び免除申請書の提出先は、鳥取市東町二丁目二二〇番地鳥取県商工労働部職業安定課とする。
- 4 受験申請等の受付期間

| | |
|-------|---------------------------------|
| 試験の区分 | 一 受 付 期 間 |
| 第一次試験 | 昭和三十五年七月一日（金）から昭和三十五年七月三十日（土）まで |

- 5 受験申請等に関する注意
 - (1) 受験申請書及び免除申請書の用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
 - 郵送を求める場合は十円切手をはつてあて、先を明記した封筒を同封すること。
 - (2) 受験申請書又は免除申請書を郵送する場合には書留郵便にし、封筒の表面に必ず「二級技能検定第〇次試験受験申請書又は全部免除申請書在中」と朱書し、十円切手をはつてあて、先を明記した返信用封筒を同封すること。

なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 七 検定手数料
 - 1 手数料の額

| | |
|------|--------|
| 検定職種 | 第一次試験の |
| 手 数 | 手 数 |
| 料 料 | 料 料 |

第二次試験 昭和三十五年十月一日（土）から昭和三十五年十月十五日（土）まで

| | | |
|------|-----|-----|
| 建築大工 | 四百円 | 千円 |
| 板金工 | 四百円 | 七百円 |

2 納付の方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に右の表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付する。

なお、収入証紙には消印しないこと。

八 合格の通知

1 第一次試験の合格者に対する通知

第一次試験の合格者に対しては、昭和三十五年九月下旬に書面で通知する。

2 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者に対する合格通知は、昭和三十六年二月上旬に合格証明書を交付して行なう。

また鳥取県公報にも、その氏名を公示する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせることに。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕 一部月極二〇円(送料共)